

加入光ファイバに係る接続制度 に対する考え方について

2015年5月29日

株式会社ケイ・オプティコム

はじめに

これまでの接続政策委員会における論点整理では、設備事業者の声は論点化されておらず、設備事業者を置き去りにする形で議論が進んでいる現状に大変な危機感と懸念を持っています。

本意見書は、ヒアリング対象事業者である弊社が作成しているものではありませんが、弊社のみならず、今回のヒアリング対象ではない多くの設備事業者も同様の危機感と懸念を持ち合わせており、少なくとも、次の地域系光通信事業者が同一の考え方を共有しています。

株式会社ケイ・オプティコム

北海道総合通信網株式会社

東北インテリジェント通信株式会社

北陸通信ネットワーク株式会社

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

株式会社STNet

九州通信ネットワーク株式会社

本意見書は、地域系光通信事業者、設備事業者の総意を弊社が代表して提出させていただくものであり、本意見書の趣旨をご理解いただき、今後のご議論にご活用いただければ幸いです。

「設備投資インセンティブに対する配慮」は論点ではないのか

接続政策委員会第22回資料 3

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申によれば、今回の検討において留意すべき点として、

設備投資インセンティブに対する配慮

が掲げられています

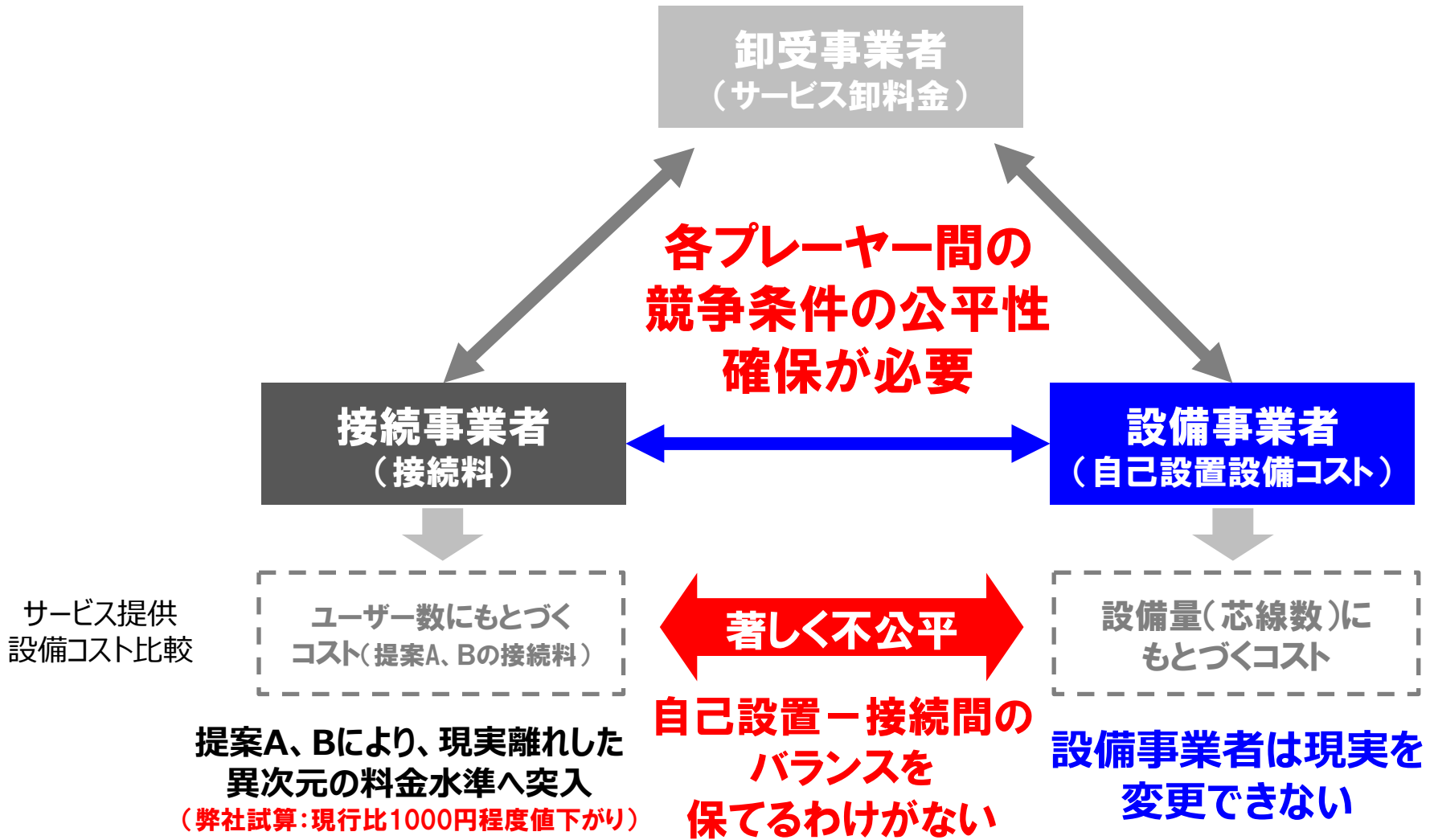
「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申(抜粋)	
4.3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	39
4.3.2. 政策の具体的方向性	
(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方	
<p>FTTH市場においては、光配線区画に係る物理的な課題が存在しているため、NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする事業者にとっては参入障壁が高いという指摘があり、これを改善するための取組も十分に進んでいない。</p> <p>FTTHサービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩み利用率の向上につなげる必要がある。</p> <p>本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 	

しかしながら

論点整理では、各事業者や委員の意見欄以外に「設備投資インセンティブ」というキーワードは、一つも記されていない

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申に示された方向性から逸脱した議論や結論を導くものであり、大変、憂慮しています

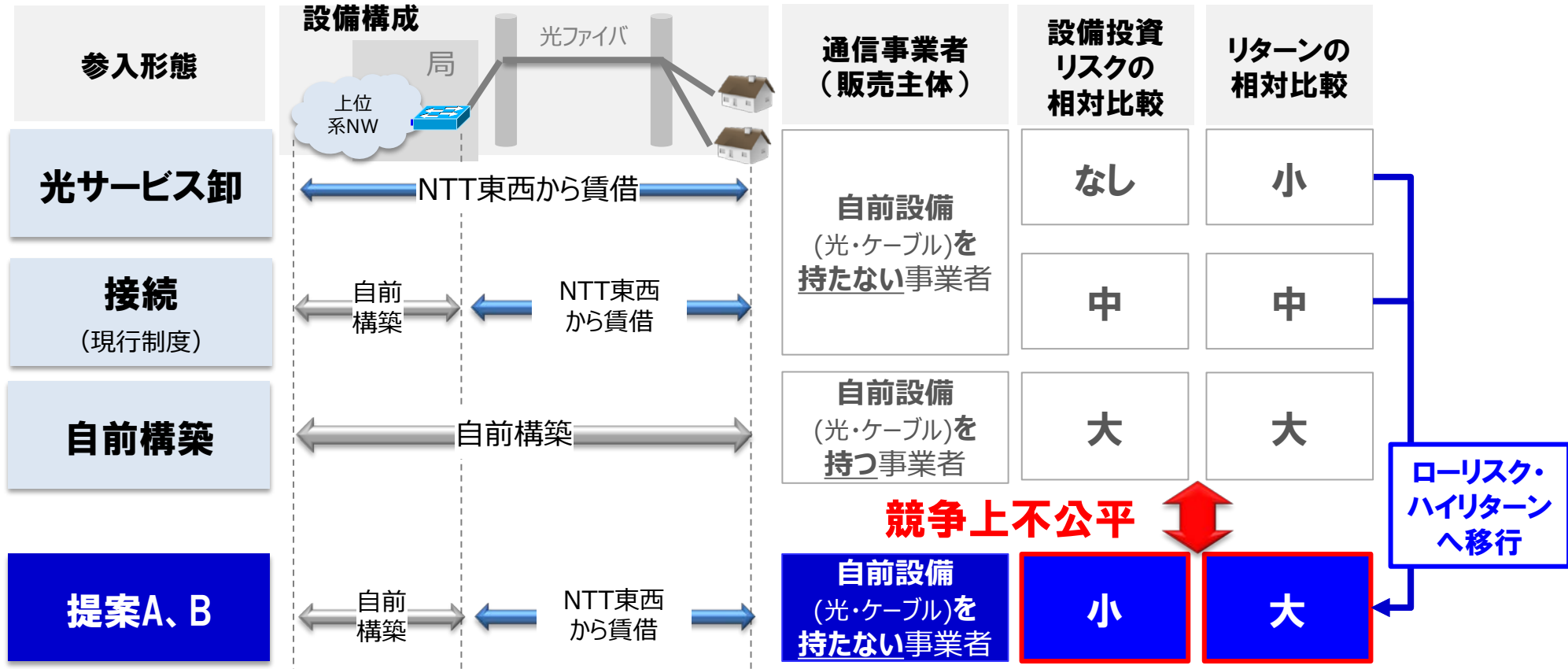
“設備事業者を置き去りにした論点整理”はバランスを欠く



- 提案A、Bが接続事業者と設備事業者との間の競争条件の公平性を損なうことは明らか
- 仮に、提案A、Bのいずれかを採用するとすれば、設備投資インセンティブは確実に失われる

提案A、Bは明らかにリスクとリターンのトレードオフを崩壊させる

PSTN、メタル市場とは異なり、複数の設備事業者が乱立する固定ブロードバンド市場における**公正競争を維持・確保するには、接続制度がリスクとリターンのトレードオフ関係を崩すことのないよう、制度設計は慎重かつ丁寧であるべき**



- 提案A、Bは、相応のリスクを負うことなく、収容数向上に努めなくとも、即時に「大規模事業者と同等の割勘効果(競争力)」と「大きなリターン」を獲得できる構造を生み、公正競争を歪めることは明らか
- リスクの大きい自前構築を選択する事業者は今後現れなくなり、サービス提供エリアの拡大は完全に止まるだけでなく、縮退を招く恐れもある

「設備投資インセンティブの確保」は各社の共通認識

日本ケーブルテレビ連盟 意見（抜粋）

KDDI 意見（抜粋）

FTTHサービス提供に係る評価

前提

設備投資インセンティブを削がないような接続条件を前提として、設備競争を促進する制度のあり方を担保してほしい。

(○:メリット ×:デメリット)

FTTH設備の構築	加入光ファイバ接続利用	NTTサービス卸利用
○設備競争とサービス競争の両輪で競争環境に対応できる	○自社で放送サービスを提供できるため、引き続き自社によるトリプルサービス提供が可能	○通信サービスに特化すれば一時的にユーザーニーズに応えることが可能
×投資が高む	×ビジネスプラン検討に際して接続料が大幅かつ急激に変動することは好ましくない	×料金やサービスの設定に制限 ×自社による放送サービス提供が困難であり、ケーブルテレビの独自性が発揮できない
主要施策として ビジネスプラン検討	現状、利用事業者は些少 今後の検討アイテム	一部事業者にて利用開始 今後の検討アイテム

方向性

現状では提供事業者が些少であるが、「加入光ファイバ接続」利用の選択肢も残しておきたい



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

接続政策委員会（第24回）
資料7 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料

NTT東・西の光のみに依存していいのか？

競争事業者が固定ネットワークへの設備投資を続けられるような政策を。

ボトルネック設備を保有し、シェアの高いNTT東・西による
“光ファイバの一分岐貸しや卸取引には反対”

NTT東・西の“ボトルネック設備保有の優位性”を背景にした
価格支配が競争事業者を排除・駆逐してしまう

“設備競争”を促進させる環境を確保すべき

情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会
(第4回) 資料4-4 KDDI株式会社提出資料

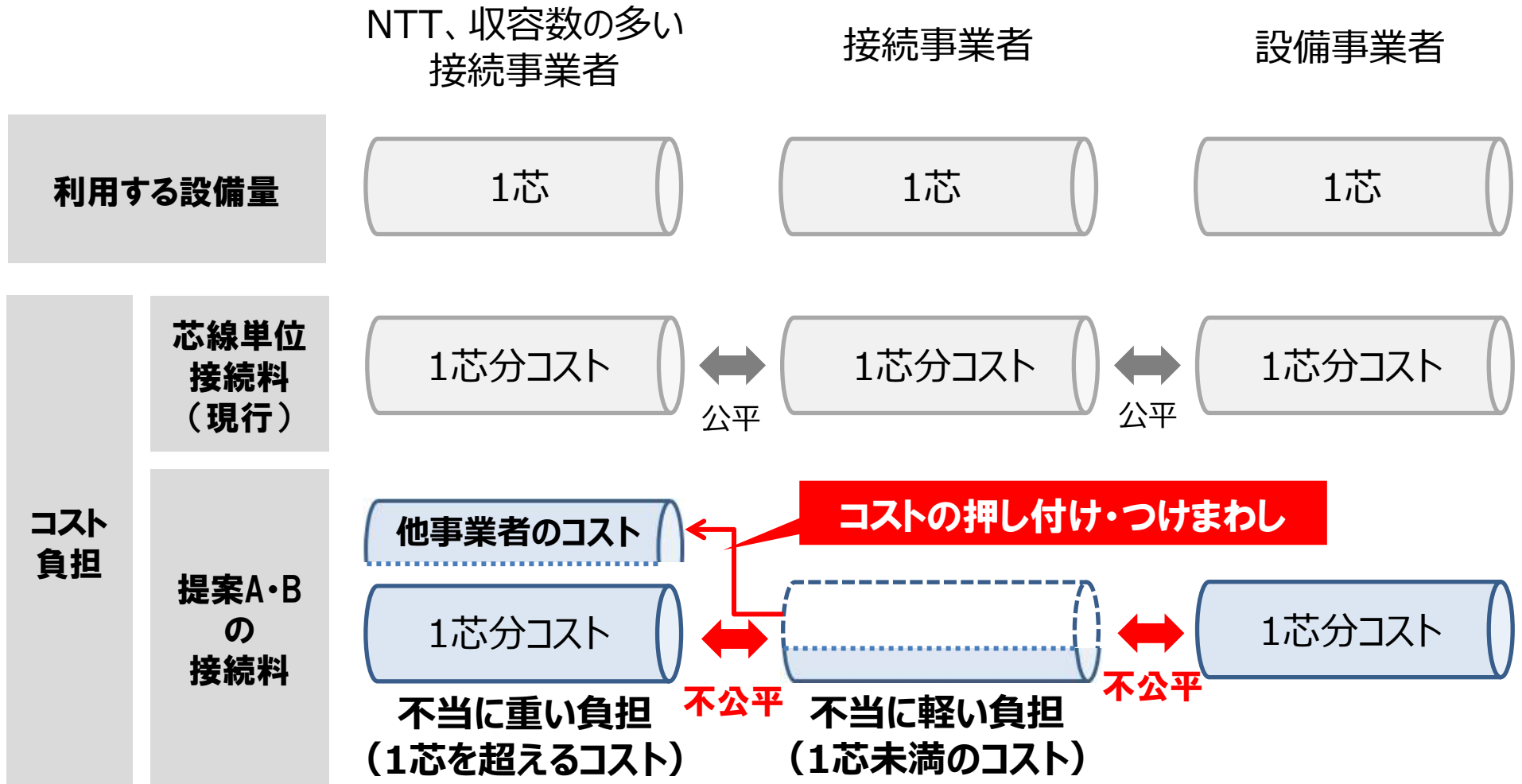
KDDIの発言 (抜粋)

(接続政策委員会
第24回) 議事概要)

＜接続料の算定方法の在り方（設備競争とサービス競争のバランス）について＞

- 我々は設備投資をして、自前設備を用いて事業を展開しているところもあるが、これが最もリスクが高い形態。そのため、**設備投資をして事業を展開したものについて、最もリターンを得られるようにすべきというのが考え方の基本。**
- バランス論でいうと、**リスクを負っている事業者がより多くのリターンを得られ、かつサービス卸とのバランスをとることが重要**であると思っており、過度に接続料が安くなる方がいいと思っているわけではない。

提案A、Bの本質はコスト付け回しによる負担軽減



設備起因でコストが発生するのは明らかであるにも関わらず、事実を捻じ曲げた配賦方法 (設備コストをつけまわす手法)をもって、接続料を安く見せかけ、接続事業者のコストを恣意的に小さくすることは、公正競争を歪めるものであり、提案A、Bの採用には断固反対

提案A、Bは未解決の課題が山積

(参考)第二次答申で示された「分岐単位接続料(OSU専用)」の課題

17

- 答申は、OSU専用に関する課題を次のように整理した上で、①モラルハザード的な利用の懸念については、接続料の算定方法を工夫することにより一定程度以上の抑制が可能だが、それ以外の課題を解決する方策が示されていないことを確認。

	課題	概要
①	モラルハザード的な利用の懸念	1の局外スプリッタに収容される分岐端末回線について、ある事業者が分岐端末回線1回線のみを利用し、残る7回線分のコストを他事業者にも負担させることにより、他事業者の負担を意図的に増大させるといったモラルハザード的な利用が懸念される。
②	接続料負担に係る公平性の担保	ある事業者の営業活動の不調の結果生じるコストを他事業者が負担することとなり、事業者間の接続料負担に係る公平性が担保されないおそれがある。
③	コストの適正な回収	NTT東西を含む設備設置事業者の設備設置インセンティブを確保するとともに、設備設置事業者とサービス提供事業者間のサービス競争の同等性を確保するためには、NTT東西がコストを適正に回収可能とすることが必要。
④	「基本料」水準の適正な設定	「基本料」の水準を合理的に設定することが困難ではないか。また、「基本料」の位置付けについて考え方の整理が必要ではないか。
⑤	分岐端末回線数等の将来予測が必要	将来原価方式で接続料を算定する場合、これまでの主端末回線の回線数だけでなく、分岐端末回線について何分岐目の回線が何回線生じるかという詳細な予測が必要。
⑥	システム改修費用・期間が必要	接続事業者ごとに接続料を算定・請求するために、システム改修の費用・期間が必要。

- **上記の課題は、提案A固有の問題ではなく、提案Bにも同様に見られる問題**
(にも関わらず、これまでの論点整理では、提案Bと上記課題との関係が何ら示されていない)
- **山積する課題を解決しないまま、なし崩し的に提案A、Bのいずれも採用すべきではない**

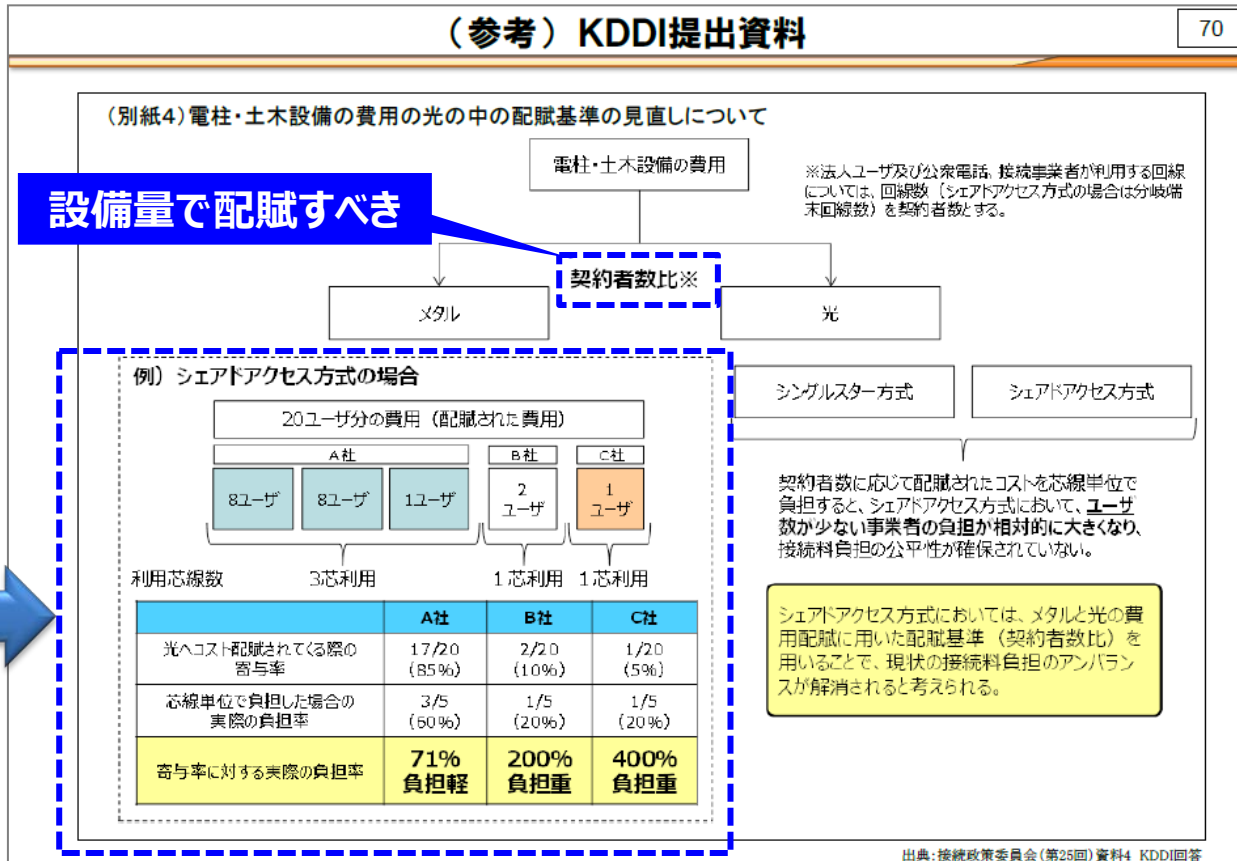
そもそも、提案Bはコスト発生の実態からの乖離を助長するもの

論点	考え方
<p>電柱・土木設備の 施設保全費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主端末回線設備や電柱・土木設備に係る費用は、次の実態等を踏まえると、設備量に連動することから、芯線数に応じて配賦すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設備コストは利用者の有無によらず、設備構築した時点で発生する ➤ 利用者数に関係のない事象（地域やケーブル敷設ルート of 事情等※）も設備コストの発生要因となっている <ul style="list-style-type: none"> ※自治体等の都市・道路計画への対応、電柱強度不足等によるケーブル共架不可・敷設ルートの変更、幹線道路・線路・河川の横断、用地事情等による敷設ルート制約への対応 等 「究極的には利用者連動する」といった指摘が散見されますが、「究極的＝シングルスター方式の利用」と同義であることから、この考え方をシェアドアクセス方式に持ち込み、リニアに利用者連動しない事実を捻じ曲げるべきではない。
<p>共通経費、 未利用芯線 に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> コストの発生は設備起因であることから、芯線数に応じて配賦すべき。

設備に係る費用はいずれも設備に起因してコストが発生していることから、配賦基準を利用者数に変更することは、実態から乖離を助長し、接続事業者と設備事業者との間の公平性を損なうことは明らかであることから、提案Bの採用には断固反対します

接続事業者の主張は接続料を下げるための口実に過ぎない

- 設備事業者との公平性確保の視点が欠けており、バランスを欠いた主張
- 設備事業者は利用者の有無によらず、設備を構築しており、その時点でコストが発生している
- **利用者数増による割勘効果の享受は企業努力の結果であるべき**
- **そもそも、契約者数比で配賦することがコスト発生の実態から外れている**
- 設備事業者との公平性確保の観点から、**接続事業者もサービス提供に利用する設備量に応じて費用負担すべき**



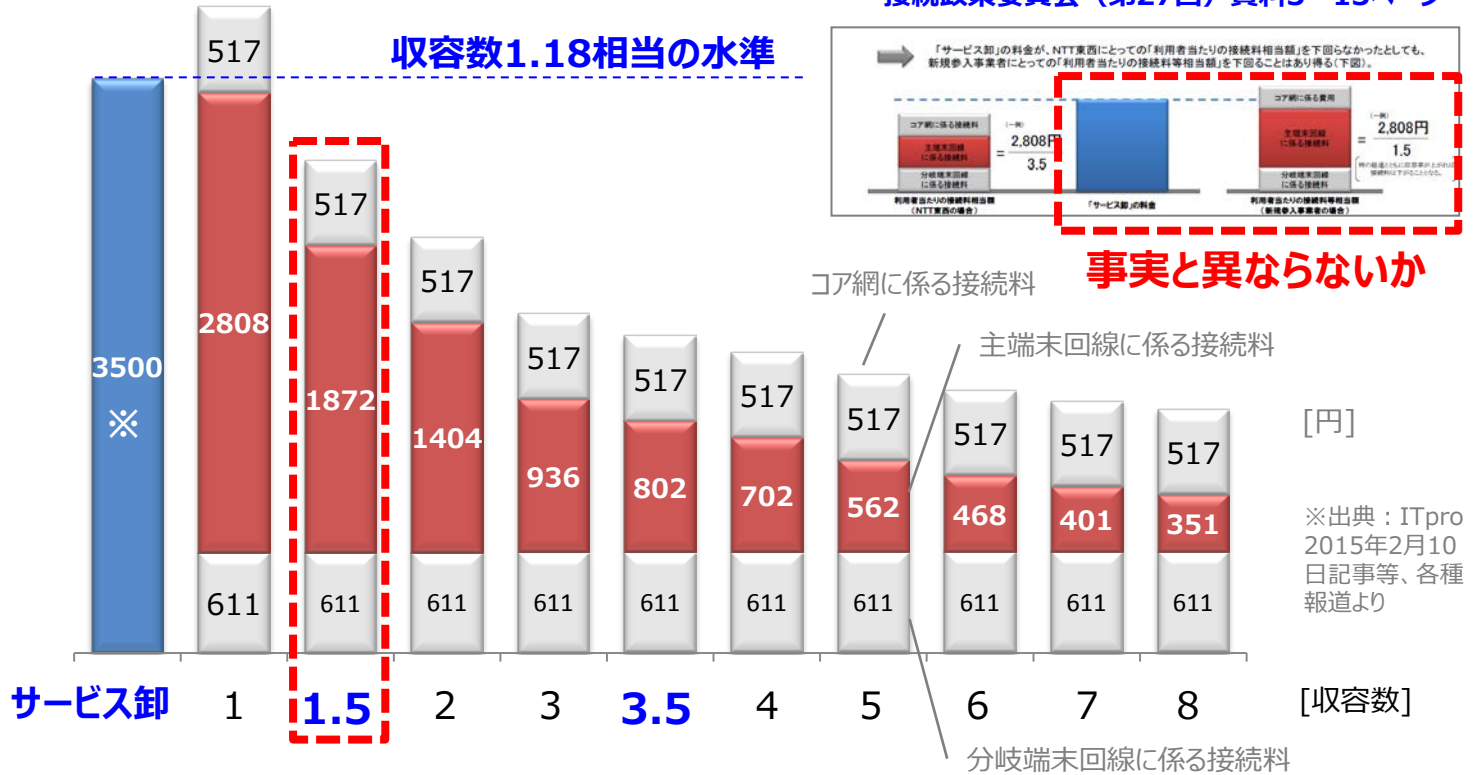
- **メタルー光間の配賦基準を見直した背景・趣旨を踏まえれば、加入光ファイバ接続料算定の在り方と直接関係のない論点であり、無理な主張を正当化するための口実に過ぎない**
- **仮に、算定の不整合が問題であるならば、設備事業者との公平性を確保するため、メタルー光間の配賦基準を「契約者数比」から見直し前の「ケーブル長(設備量)比」へ切り戻すべき**

接続による参入環境は既に整備されている

接続政策委員会（第27回）資料3 13ページ

「サービス卸」の料金と現行接続料との関係

（接続政策委員会（第27回）資料3 59ページをもとに弊社作成）



DSL事業者協会の発言(抜粋)

（接続政策委員会（第24回）議事概要）

先ほど申し上げたとおり、NTT東西は既に収容率3点台を確保してしまった上で、我々に収容率2を確保しろと言っている。**DSL事業者は、既存のお客様を持っているので、収容率2を確保しようと思えば確保することはできると思うが、これらはあくまでも新規のお客様であり、不当に安くするというのではないと思っています。**

**参入しない事業者は相応のリスクを負うつもりがなく、
リスクを負わずに大きなリターンを得ようとしているのではないか**

弊社の考え方および要望

今回、仮に接続制度を見直すこととなった場合においても、引き続き、公正競争環境を確保するため、

- 設備投資インセンティブ
- 事業者間公平性(特に、接続事業者と設備事業者との間の公平性)

を確保いただくよう、強く要望します。

- 加入光ファイバ接続料は、設備実態に沿って算定されるべきであり、コストの発生は設備起因であることから、引き続き、芯線数に応じて配賦すべきと考えます。
- 「提案A」、「提案B」は、
 - 接続料を設備実態から乖離させ、事業者間公平性を損なうこと
 - いずれも第二次答申で示された「6つの課題」が存在し、その解決策が提示されていないこと

等からその導入には断固反対します。

- 「提案A」と「提案B」を相対的に比較し、「提案Bの方が設備投資インセンティブに与える影響が小さい」といった単純な影響評価をもって、拙速な結論を導くことのないよう、丁寧に議論いただくことを強く要望します。

「提案A」、「提案B」の検討を続けるのであれば、サービス卸開始の際に議論された大手事業者による「セット割」の可能性やその影響等を議論いただくことを要望します。

その他の個別論点に対する考え方

論点1-1、1-2に対する考え方

論点	弊社の考え方
<p>第二次答申後の取組に関する評価</p> <p>接続事業者の参入を容易にするための更なる措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「光配線区画の統合だけで本質的な解決を図ることは困難」と結論づけることは拙速であり、課題の解決に向けた検討・議論を尽くすべきと考えます。 少なくとも、第二次答申により講じられた施策について接続事業者の利用がなかった点について分析・評価すべきと考えます。 これまでの議論において、「光配線区画の課題を未解決のまま、代替措置として接続料の値下げする」といったアプローチもありうる」との意見があり、実際、「接続政策委員会（第27回）資料4 加入光ファイバの接続料の算定方法の見直しについて」として提案があったところですが、弊社はこのアプローチを採用すべきではないと考えます。 課題を未解決のままとして代替策で措置することは、本質的な解決となりえないと考えられ、将来にわたって公正競争環境を歪めるきっかけとなり続けることは明らかです。 現在の接続制度に、事業者間で不公平な競争条件が存在する場合、あるべき姿に向けて、課題に対して正面から解決策を検討し、それを是正すべきであって、真に公正な競争環境を整備すべきと考えます。 仮に、光配線区画に係る課題を解決しないまま、課題解決相当の代替策を講じる場合、事業者間公平性をどのように確保するのか（「課題によるマイナス」と「代替策によるプラス」の大小をどのように評価し、何をもって均衡と定義するのか）という課題があり、これを検討することは現実的でないと考えます。

論点2-2に対する考え方

論点	弊社の考え方
<p>光配線区画の事後的な分割・縮小</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 光配線区画の事後的な変更は、机上設計と現場実態との乖離を是正する対応であり、すべての設備事業者共通に発生する事象です。 ● そのため、本件は接続事業者のみが不当に不利というわけではなく、すべての事業者の競争条件は同一であることから、事業者間公平性の観点から、特段の措置は必要ないと考えます。 ● 例えば、設備事業者では、少なくとも次のような理由により、設計時に想定していた光配線区画とは異なる区画・芯線に収容するケースは恒常的に発生しているところ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 共架申請不承諾 ➢ 道路占用申請不承諾 ➢ 民地承諾の不承諾 ➢ 光ケーブル敷設ルートにおける「電線との離隔距離」や「最低地上高」等の確保が困難 <p>上記はいずれも設計時点で事前に予測することは困難であり、工事を進める過程で判明するものです。また、設備事業者は、敷設ルートの制約等が判明した時点で、光配線区画の見直しを実施します。</p> ● なお、事象が判明した時点で、NTT東西殿から接続事業者へ当該事象に関する情報を提供することは必要と考えます。

論点3-3に対する考え方

論点	弊社の考え方
<p>接続料の水準 (上昇傾向)への 対処の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の接続料が設備に係るコストを適正に反映しているのであれば、上昇傾向となつたとしても止むを得ないと考えます。 ● 固定通信市場の健全な発展および公正競争確保の観点から、特段の措置によって、恣意的に接続料を下げるべきではないと考えます。 ● 接続料は、競争上の公平性や設備投資インセンティブを確保しつつ算定され、支払いも適時適切になされるべきであることから、時間軸上で恣意的に接続料を設定することとなる乖離額調整の平準化、乖離額の複数年負担の導入については反対します。 ● また、乖離額調整制度は、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合にその乖離を補償するものであり、設備に係る実際のコストを接続料に反映するためには乖離額調整は必要不可欠であり、これを廃止することには反対します。 ● そもそも、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設備競争事業者との公平性確保 ➢ 近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していること <p>等を踏まえると、加入光ファイバ接続料の算定方式として、相当の需要増加が見込まれるサービスに適する将来原価方式を引き続き採用することは適当ではなく、実績原価方式を採用することが適当と考えます。</p>

その他の論点

論点	弊社の考え方
NTTのIFRS導入に伴う償却方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> • NTT殿が表明された償却方法の定率法から定額法への見直しについては、国際会計基準の導入がきっかけであり、加入光ファイバ接続料を変動させるための措置として恣意性はないものと考えられますが、一時的に接続料を大幅に低減する効果が見通されていることから、結果として、エントリーメニュー等と同様に、接続料水準を時間軸上で恣意的に設定することと同義であると考えます。 • このため、償却方法の見直しに伴う不連続性に起因する競争への影響について、接続事業者と設備事業者間の公平性が損なわれないよう、引き続き、事業者間公平性を確保いただきたいと思います。
接続政策委員会（第27回）資料4 加入光ファイバの接続料の算定方法の見直しについて（相田委員提出資料）	<ul style="list-style-type: none"> • 接続料の算定にあたっては、設備実態に沿う形で、設備に係る実際のコストを適正に反映することが必要と考えます。 • 「あるべき接続料水準」は限られたデータから設定される仮定の接続料になると考えられ、設備実態から大きく乖離させ、設備投資インセンティブや公正競争が損なわれる懸念があることから、本提案の採用是非については、少なくとも、次の点を含めて慎重に検討いただくとともに、関連する情報の開示を要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 限られたデータをもってモデル化し、「あるべき接続料の水準」を設定することがして接続料の適正性を損ない、事業者間公平性を損なうことはないか ✓ 「あるべき接続料水準」は、設備投資インセンティブを損なうことがないか ✓ 実態からの乖離を最小限にとどめるため、既存のトライアル結果のみならず、様々な地域特性等を把握する必要はないか